

# 令和3年度社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会

## 事業計画

昨年改正された社会福祉法では、地域共生社会推進の観点から、包括的支援体制の構築を進めるため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

この法改正や各種方針、「全社協福祉ビジョン2020」、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式や働き方の変化等を踏まえ取りまとめられた「市区町村社協経営指針」の第2次改定版（以下、経営指針）では、①あらゆる地域生活課題への対応と地域のつながりの再構築（包括的な支援体制づくり）、②市区町村社協内の部門間連携の強化と必要に応じた組織機構の再編、③市区町村圏域を越えた広域的な事業・活動の連携・協働の推進が組織経営のポイントとなっています。

本会の策定した「基盤強化・発展強化計画」については、こうした国の方針や全社協の経営指針に基づき、経営会議、推進委員会を開催し、協働の中核を担うとともに、セーフティネットの役割を果たせるよう経営基盤の強化に努めます。

四万十町においても、複合化・多様化した地域生活課題の対応に向けて、地域住民や民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設、NPO等幅広い関係者が、目指す地域の姿を共有し、地域福祉が推進されるよう、社協は「連携・協働の場」（プラットフォーム）の創出・活性化に取り組みます。

本会は、四万十町第2期地域福祉計画に基づき、地域福祉を推進する中核的な団体として、社協内各部門の連携を通し、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを使命とし、役職員一体となり、次の重点事業に取り組みます。

### ◆基本理念

地域は家族～笑顔で暮らせる四万十町～を目指し、

- 一、 ひとりひとりの思いを大切に、寄り添えるサービスをお届けします。
- 一、 人と地域がつながり、いきいきと暮らせるまちをつくります。
- 一、 明るい未来に向かって、いつも元気に前進する社協でいます。

## ◆重点事業

### 1. 法人経営の基盤強化

本会は公共性と民間性をあわせもつ地域福祉をすすめる団体として、地域住民から信頼される組織づくりのため、3年目となる基盤強化・発展強化計画に基づき、社協経営の発展強化に努めます。

事務局体制については、総務係、地域福祉係、相談支援係、在宅福祉係の4つの係を設け、係長（兼務）を配置し、各拠点ごとの地域課題解決に向け、オール社協で取り組みます。

本年度は役員の変更及び社会福祉法人制度改革以降初めての評議員改選となります。経営指針では社協の評議員会を「連携・協働の場」としての社協の役割を具体化するものとして位置付けており、地域の中の幅広い意見を反映し、地域福祉を推進できるよう評議員会の構成に留意し、評議員選任・解任委員会を開催します。

ホームページについては、平成27年に開設しシステム管理を独自に行ってきましたが、不具合がみられるため専門業者に設定を依頼し、法令に基づく情報公開や情報発信に努めます。

人材確保・育成については、事業実施に必要な資格取得に向けた支援や、研修計画等について研修委員会や幹部会等で引き続き協議し、事業継続できるよう努めます。

危機管理体制の強化では、初期行動計画に基づき各拠点ごとに研修や訓練を行い、社協事業が適切に実施できるよう事業継続計画（BCP）を策定します。

- (1) 組織体制の強化
- (2) 組織経営の強化
- (3) 広報活動
- (4) 人材確保・人材育成
- (5) 行政及び関係機関等との連携・協働
- (6) 危機管理体制の強化
- (7) 社会福祉センター管理運営

### 2. 地域福祉活動の推進

地域住民や多様な組織、関係者の連携・協働による地域生活課題の解決や地域づくりに向けた取り組みの支援、福祉教育・ボランティア活動を通じた地域住民の主体形成、地域の組織・関係者の協働を促進します。

本年度は地域福祉計画が4年目となり、次の計画策定に向け、ふくし懇談会や地域訪問を実施し、地域資源や課題等の情報収集を行います。また、目指す地域福祉の姿を町と共有するため定期的な事務局会を開催します。

新型コロナウイルス感染症の影響で、地域福祉活動の継続が困難になっていますが、感染症対策を徹底し、住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備、新たな支え合いの仕組みづくりのため、住民が主体となり地域課題解決に向けた取り組みができるよう生活支援サポーターの養成など、窪川、大正、十和地区で計画的に実施します。

福祉教育・ボランティア活動については、学校や地域、各団体等に積極的に働きかけます。特に福祉教育推進校に指定する学校とは連携し、年間を通じた福祉教育が実施できるよう働きかけます。

認知症の理解・啓発については、四万十町地域包括支援センター、3地区あったかふれあいセンター、医療・介護機関等と協力し、町民への啓発活動を進めます。

ファミリーサポートセンター事業は2年目となりますが、会員増のためまかせて会員講習会（3回）の開催、広報活動等積極的に行います。また、県内のセンターと情報共有し、まかせて会員講習会が相互に受講できるよう講義内容等について検討します。

- (1) 住民主体の地域づくり
- (2) 福祉教育・ボランティア活動の推進
- (3) ファミリーサポートセンター事業
- (4) 団体事務局等の運営支援
- (5) 関係機関等との連携・協働

### 3. 相談支援・権利擁護事業の推進

地域住民のあらゆる地域生活課題を受け止め、地域での生活支援に向けた相談・支援活動、権利擁護支援、情報提供・連絡調整を行います。

本年度は、相談支援係を設置し、社会とのつながりや参加支援のための、就労支援、居住支援、居場所機能の提供などを行うため、相談支援体制を強化します。

生活困窮者自立相談支援事業と、昨年10月から受託したアウトリーチ支援事業では、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要な方に対して、積極的な情報把握により早期に支援につなぐことや、支援につながった後の集中的な支援を行うことで自立支援を強化するため、社協内部の連携と民生委員・児童委員や関係機関等との連携を更に強化します。

- (1) 総合相談・援助体制の強化
- (2) 巡回法律相談
- (3) 生活福祉資金貸付事業
- (4) 暮らしの福祉資金貸付事業
- (5) 日常生活自立支援事業
- (6) 生活困窮者自立相談支援事業
- (7) 自立相談支援事業（アウトリーチ支援員）
- (8) 障害児者相談支援事業
- (9) 成年後見事業
- (10) 保健・医療・福祉関係機関との連携

#### 4. 介護・在宅支援サービスの推進

支援を必要とする高齢者や障害者の方たちが、地域の中で安心して暮らせるよう、運営方針等に基づき介護保険サービスや障害福祉サービス、行政からの受託・補助事業等のサービスを提供します。

令和3年度は介護報酬の改定となっており、それに合わせて運営規程等を整備していきます。

指定管理事業については、本年度町と5年間の基本協定を締結し、施設管理運営を行います。

高知県介護事業所認証評価制度については、本年度の認証取得に向け、制度の整備や運用、研修などを行います。

介護負担軽減のため、引き続きノーリフトケアに取り組みます。また、タブレット等 ICT 機器の導入による事務量の軽減にも努めます。

昨年町と協定を締結した災害時避難行動要支援者の支援については、職員が担当する要支援者に対し協力及び支援活動を行います。

- (1) 介護保険法に基づく事業
- (2) 障害者総合支援法に基づく事業
- (3) 指定管理事業
- (4) 行政からの受託・補助事業